

青海ホシュト部のアムド・チベット人支配の確立と清朝*

岩田 啓介

The establishment of the Qinghai Khoshut's rule over the Amdo Tibetans and Qing policy

IWATA Keisuke

Abstract : This article examines the process of the establishment of the Qinghai Khoshut's rule over the Amdo Tibetans and Qing policy toward the Amdo. After the Qing succeeded the Ming in 1644, the Qinghai Khoshut, one of the Oirat tribes, bordered the Qing around the Amdo and Kham regions. In 1656, the Qing court dispatched officials to Amdo and negotiated with the Khoshut chiefs about ruling over the Amdo Tibetans living in the boundary region between the Qing and the Qinghai Khoshut (from Hezhou to Ganzhou, Suzhou). Thence, they decided that the Amdo Tibetans, who had paid taxes to the Mongols in the Ming period, belonged to the Qinghai Khoshut even if they lived in the inner territory of the Qing.

Based on these negotiations, the Qinghai Khoshut collected taxes called *Tianba* from the Tibetans, of which they sent some to the Government of the Dalai Lama. The Qinghai Khoshut thus were economically connected with the Government of the Dalai Lama through taxation of the Amdo Tibetans. At the end of the 17th century, it became necessary for the Qing court to intervene in relations between the Qinghai Khoshut and the Amdo Tibetans who belonged to the Khoshut, but ultimately the Qing court could not do so because of the 1656 negotiations.

This suggests that the result of the 1656 negotiations between the Qinghai Khoshut and the Qing court over the Amdo Tibetans formed the basic principle about the status of the Amdo Tibetans in the boundary region until the Qing began to rule over Amdo in 1725.

關鍵詞：青海和碩特部，安多，清朝，達賴喇嘛政權，徵稅

Keywords: Qinghai Khoshut, Amdo, Qing, Government of the Dalai Lama, taxation

* 本稿は、JSPS 科研費16H06654、17J01093の助成を受けたものである。

1 はじめに

18世紀初頭までの清朝と中央チベットのダライ＝ラマ政権の関係において、両者の狭間に位置するアムド（東北チベット）を本拠地としたオイラトの青海ホシュート部は、チベット王を輩出してダライ＝ラマ政権と結びつくなど、チベットをめぐる政治・外交上、重要な位置を占めていた。青海ホシュート部の政治的影響力は、ダライ＝ラマからのハン号授与により跡付けられていたが、1636年に天山山麓から移動してきた青海ホシュート部にとって、新たに進出したアムドのチベット人からの徴税や貢納が経済的な基盤になったと推測される。というのも、青海ホシュート部が清朝の支配下に編入された1725年以降、清朝により現地チベット人との間の統属関係が解消され、青海ホシュート部首長層は経済的な困窮に陥ったからである。さらに、内陸アジアへの影響力を拡大していった清朝は、17世紀末までには青海ホシュート部の現地チベット人支配の解体を、対ジューン＝ガルを中心とする内陸アジア政策上の課題と認識していた（岩田 2016b：122-121）。このように、アムドは青海ホシュート部の経済的基盤として重要であっただけでなく、漠地（中国本土）とチベット・東トルキスタンの境界地帯に位置する要衝であったため、当該地域を取り巻く内陸アジア情勢にも密接に関連していたのであり、青海ホシュート部支配の実態解明は当時の内陸アジア情勢の枠組みに迫ることができる課題といえる。

このような研究には、当事者が残した史料を利用する必要があるが、青海ホシュート部自身が残した史料は極めて少なく、必然的に清朝やチベットの史料に拠らざるを得ないため、その支配の内実は不明な点が多い。その中で注目されるのは、先行研究にて論及される1656年の青海ホシュート部と清朝の間の交渉である。青格力（2008）は、1656年に清朝が現地調査を実施して青海ホシュート部との間で現地のチベット人の統属関係を決定し、そこで青海ホシュート部の属下となったチベット人の多くが河西回廊に分布していたことを明らかにしている。ただ、そこでの決定がその後の清朝と青海ホシュート部との関係の中でどのように位置づけられるのかは十分に検討されておらず、課題が残されている。また、劉（2013）は同年の決定とその後の清朝と青海ホシュート部の間の交渉を追っているが、一連の経緯をモンゴルによる境界侵入・略奪という視点で分析するにとどまっている。他方、チベット社会の構造を分析する陳（2003）や、同時期の現地チベット仏教勢力と清朝の関係を扱う孔（2015）にお

いては、青海ホシュート部による支配について十分に論究されていない。また、先行研究の根本的な問題として、研究のアプローチの違いから、相互に参照すべき研究成果が参照されていないという大きな問題がある。

そこで本稿では、先行研究で言及される清朝と青海ホシュート部の間の交渉に着目しつつ、その交渉で決定した青海ホシュート部の現地チベット人支配確立の実態を解明し、青海ホシュート部にとっての現地チベット人支配の意義や、清朝の内陸アジア政策の推移を考察しようと試みる。なお、史料言語特有の表現を表記する場合、括弧内に満洲語は Man.、チベット語は Tib.、モンゴル語は Mon. として、ローマ字転写を示した。

2 青海ホシュート部と清朝の間のアムド・チベット人に関する交渉

2.1 1656年の交渉と決定の内容

1644年に清朝は明朝を継いで漢地の支配を開始したが、李自成や明朝の残存勢力の掃討により陝西や甘粛の情勢は安定せず、1648年から49年にかけてムスリムの丁国棟と米喇印が反乱を起こし、一時は西寧城を占拠するに至った。この反乱においては、既にアムドに進出していた青海ホシュート部首長層が清朝の反乱鎮圧に協力し、清朝は鎮圧に協力した首長らに称号を授与した（佐藤 1973a : 91）（佐藤 1973b : 67）。その中で、1652年に清朝はダライ＝ラマ五世の北京訪問を実現させるが、これは、ゲルク派チベット仏教を信奉した青海ホシュート部首長層の「歓心を得るために」具体化させた政策としての側面があった（石濱 1998 : 104）。そして、この4年後の1656年に、清朝は青海ホシュート部との間でアムドでの両者の境界とチベット人の統属関係や交易地等を定めたのである。

その具体的内容は、順治13（1656）年8月17日付の青海ホシュート部左右翼の有力者への勅書に以下のように記されている（『清内秘書院蒙古文檔案匯編』4輯：234-237頁）。

我は全ての遠方を寛恕することを内心で思って、常に天下全てを安撫したいと思っていた〔その〕うちに、この数年来、そちらの〔方の〕総督・巡撫・巡按・官員らが総じて上奏することは〔以下のようである〕。汝らが数度、内地を侵犯してその家畜を奪い取って、官兵に反抗して聞て番人を脅かし弄ぶ、と彼らが上奏したことは合計20度余りとなった。……今、

特に兵部右侍郎シトゥと理藩院啓心郎ナイゲ、これらの者を派遣して、甘州の西寧等の地に調べさせるよう派遣した。……いかなるとも、元来、明朝の時に番人の〔中で〕モンゴルに公課を与えたものは、またモンゴルの属下とするように。番人の〔中で〕明朝に属するものは、今、中国の民とすべきである。また、漢人とモンゴルの住んだ地と交易を行なう口をよく注意して区分し、元の通りに定めて耕地を耕せ。家畜を放牧せよ。定めた範囲の地を越えて乱れた行ないをしないように。このようになれば、私の遠くを寛恕する心と合って、汝にも永久に限りなく益となる。

清朝は、「内地」に立ち入って家畜を略奪した青海ホシュート部首長層の行動を批判してはいるものの、特にチベット人（番人）については、明代にモンゴルに対して貢納したチベット人を青海ホシュート部の属民とすることを許可し、明代の関係に基づき統属関係を決定することを基本方針としたのである。ここで「内地」という表現が用いられているが、当時のアムドにおいて清朝の内外の境界の基準となったのは、同時期の清朝のモンゴル語史料にて *kerem*（牆の意味）と記されるように、明代に修築された辺牆が基本となっていた。西寧周辺の辺牆は、大きく分けて1546年と1573年頃に修建されたものであり（青海省文物管理局・青海省文物考古研究所 2012：455-458）、破損が進み容易に越えることができる部分があったものの、17世紀末時点でもなお境界として認識できるものであった（『大清聖祖仁皇帝実録』巻162、康熙33（1694）年1月乙丑日条）。また、1652年にダライ＝ラマ五世が北京を訪問する途上、西寧近郊で見た辺牆を「各山河と城牆によって繋がった極めて厚い羅刹天の城と同様の漢地の外の城牆」と表記しており¹、漢地とチベットの境界としてチベット側にも認識されていた。ただし注意すべきは、明代以来の辺牆が存在しながらも、実際には絶えず人々の往来があったと考えられ、統属関係は境界を越えて存在した関係に基づくこととしているのである。また、この決定やその前後にダライ＝ラマへの言及がないものの、これがダライ＝ラマ五世の北京訪問の4年後に決定したことにも留意する必要がある、本稿の後半にてダライ＝ラマ政権との関係について考察することとする。

¹ 『ダライ＝ラマ五世自伝』（ngag dbang blo bzang rgya mtsho, *za hor gyi ban de ngag dbang blo bzang rgya mtsho'i 'di snang 'khrul pa'i rol rtse'd rtogs brjod kyi tshul du bkod pa du ku la'i gos bzang* → *The collected works of the Vth Dalai Lama*, New Delhi, 1993年、vol. 5-7 ca-ja）vol.1, 187b.

2.2 青海ホシュート部支配下となったアムド・チベット人

上述の1656年の決定の中で、具体的にどのようなチベット人が青海ホシュート部の属下とされたのかは判然としないが、康熙元（1662）年11月7日付の青海ホシュート部首長層への勅書には以下のようにやや詳細に記している（『清内秘書院蒙古文檔案匯編』6輯：157-161頁）。

先にシトゥとナイゲらを遣わして汝らと会って「西寧の地の西番の頭目シナ＝ナンソ・シンキョン＝ナンソ・ミニャク＝ナンソ・ラブル＝ナンソ・ドパ＝ナンソ・バイサル＝ナンソ・タサルティ＝ナンソ・開仏寺ナンソ・ジャシホワンジュル＝ゲロン等の群、河州の地の弘化寺・顯慶寺、涼州の管下の地に住んだ7群の西番の頭目シャマワンチュン等の7人、莊浪の管下の地に住んだ12群の西番の頭目ジュールカンドルジ等12人、甘州の管下の地に住んだ27群の西番の頭目トジソン等27人、肅州の管下の地に住んだ4群の西番の頭目シャヤンワンブ等4人を汝の属下とし、それ以外の全ては、明朝からこのかた錢糧を取る民なので、汝に關係は無い」と定め、話し合って上奏したとき、下した旨「非常に明白である」[と言った]。……今後、汝の属下とした西番に公課を取りに入る、或いは交易しに来れば、必ず先に定めた通りに頭目を遣わして、口を守った官員に話して西寧の鎮海堡・北川2門・洪水1門を出入りして行け。自らの意志で他の道で行くな。……また、先に定めた牆の境界に従わず他の道で行く、或いは汝の属下とした西番以外の西番に小事をもって掠める、或いは自らの意志で行くならばすぐに兵を派遣する。

ここで明らかなように、1656年に清朝と青海ホシュート部との間では、西寧・河州・涼州・莊浪・甘州・肅州のチベット人の統属関係を決定したのである²。また、清朝は青海ホシュート部首長層とその属下として認めたチベット人との接触を公課の徴収のみに限定し、辺牆を清朝の内地との境界として、交易や徴税を除き越境を禁止しようとしていた³。

本史料は、青格力（2008：225-226）や劉（2013：97-98）が既に利用している

² 引用史料ではチベット人を指す「西番」の語が用いられているが、ここに挙げられる人々の全てがチベット人であったとは限らない。ただ、清朝と青海ホシュート部との交渉では一括してチベット人と示されるため、チベット人でないことが明らかな場合を除いて、便宜的にチベット人として論を進める。

³ しかし、実際には青海ホシュート部首長層の内地への立ち入りはこれ以降もたびたび問題となった（青格力2008）（劉2013）。

が、チベット人諸集団の比定を十分に行なっていないため、以下で可能な限り集団や人物を比定し、青海ホシュート部の属下とされたチベット人の内情について考察する。

2.2.1 河州

まず注目したいのが、河州衛の管下にあった弘化寺 (Tib. mdzo mo mkhar) である。弘化寺については、明朝とチベットとの間でいかなる役割を果たしたのかを解明した乙坂の研究がある (乙坂 1991)。それによると、弘化寺はゲルク派チベット仏教寺院としての側面、明朝の辺境軍事要塞としての側面、土司に相当する在地の衙門としての側面、この3側面があったという。そして、辺境要塞としての側面に関しては、辺境寺院の自衛手段として元来存在していた堡寨を成化 (1465-1487) 年間以降に明朝が対モンゴル防備のために積極的に利用した。また、弘化寺が辺境防備を担いいうる政治権力を在地社会に対して有していたこと、及び弘化寺や周辺寺院における国師・禪師号の世襲と、明朝に対する「納馬易茶」などから、弘化寺が在地社会支配のための組織として機能していたという。

明朝を継いだ清朝も、1650年と51年に河州の弘化寺の僧に対して国師・禪師号を、1651年に弘化寺の属寺の顯慶寺 (嘉靖『河州志』巻2、典礼志、祠祀) の僧に対して大国師号を授与しており (白 2005 : 170)、これらの事実のみを見ると弘化寺は清朝の影響下に組み込まれていったと考えられる。しかし、実際には1656年の決定において弘化寺とその属寺の顯慶寺は青海ホシュート部の属下とされたのである。乙坂が指摘するように、弘化寺や顯慶寺は在地社会において政治的・軍事的影響力を発揮したと考えられ、青海ホシュート部は両寺院を通じて現地チベット人社会へと支配を及ぼしていたとみなすべきであろう。逆に清朝から見ると、15世紀中葉以降に明朝が弘化寺との間で形成した土司に類似する関係は、1656年時点においては国師・禪師号の授与に限られ、対モンゴル防衛への協力といった明代に形成されていた実質的な関係が消失していたといえよう。

ここで留意すべきは、乙坂 (1991 : 50-51) が指摘するように、国師や寺院が在地社会に対して土司に相当する権限を発揮したこのような現象は、アムドに広く見られていたことである。このようなチベット人首長は僧職土司とも呼ばれるが (王 1994)、明朝は境界地帯のチベット人を早くから土司に任命して交易を認め、対モンゴル勢力への防衛に利用していた (李 2008 : 217-220)。弘化

寺はこの顕著な事例といえるが、1656年に青海ホシュート部の支配下として決定した他のチベット人がそのような例に当てはまるのかを、以下で別個に確認する必要がある。

2.2.2 西寧

1656年に青海ホシュート部の属下とされた西寧衛管下のチベット人の中で、『西寧府新志』等の地方志において存在が跡付けられるのは、シナ（西納）・シンキョン（申中）・ラブル（刺卜爾）・ドパ（多巴）⁴の諸族である。『西寧府新志』（巻19、武備、番族）によると、これらの内、シナとラブルの頭目には国師が、シンキョンの頭目には指揮の称号が授与されていたという。この他、西寧衛の隆卜族・隆奔族の頭目にも国師の称号が授与されていたといい、『天下郡国利病書』（巻62、陝西9、西寧衛）によると、西納族のもとに「多巴禪師」「多巴指揮」がいたという。また、『ダライ＝ラマ五世自伝』（vol.1, 188a）には「ドパ国師」の称号を持つ人物も確認でき、前掲史料において西寧衛管下のチベット人諸部族では、「ナンソ」がこれらの部族の代表であるように記しているものの、ナンソの他に明朝から国師や禪師の称号を授与された者が存在していた。16～17世紀のシナの動向を考察した伴（2016）は、シナの領主が寺院の座主とその属民の統治権を兼ね、明清両朝から「国師」と、チベット文化圏では「ナンソ」と呼称されたと指摘しており、シナ以外でも国師や禪師とナンソが同一人物であった例が存在したと考えられる。

また、『西寧府新志』（巻12、建置志、堡寨）には、「拉布爾莊」「申中莊」「西納新莊」を確認できるほか、多巴族と隆奔族の複数の莊を統合した「新添堡」など、諸部族名を冠した莊や堡が確認できる。「莊」という表記自体は、一般的に村落を表す語ではあるものの、堡寨の条に列せられていることから軍事的機能を備えていたと考えられる。さらに、シナの領主が明朝の対モンゴル防衛に協力していたように（伴 2016）、これらのチベット人に明朝が対モンゴル防衛上の障壁としての役割を期待していたことは、以下の万暦（1573-1620）年間後半における副使劉敏寛の報告等からも確認できる（西寧府新志』巻33、芸文、条議附）。

副使劉敏寛は呈称すらく「照得すらく、西寧地方は孤懸にして天末。近境

⁴ ドパは、西寧の西北近郊にあり、中央アジア交易で栄えた都市としても著名である（羽田 1982：365-372）。

は皆な番にして、番の外は即ち夷なり。我は番に借りて以て藩籬と為し、番は我に仗りて以って主宰と為せば、即ち輔車唇齒の譬、是に過ぎざらん。……万曆十九年、……夷に掠去せられ併びに向に未だ中馬せざるの番一百二十五族部落の五万八千八百四十余名口を招撫し、給賞して築堡し、便に随い安插す。是より、番は中国に依りて以って屏蔽と為し、我は番人に藉りて以って耳目と為す。隘口に分撥して、夷情を哨探すれば、狡夷の動定は、毎に預聞するを得る。……是を以って海夷の南川にて初めて犯するに、西納・刺卜爾各族は、既に預め其の逆謀を洩し、復た其の醜夷を夾攻す。西川の大挙にて、西納は預め其の出犯日期を露し、刺卜爾は約して内応を為して殺出す。今、大咎咂、申中各族を調集するに、共に願いて精兵三千人を出し、漢兵と犄角して夷を剿す。……」。

後半部分で言及されている海夷による西寧の南川と西川への攻撃は、1588年と1595年の2度にわたって行なわれた、ヨンシエブ下のバルフ部に属する瓦剌他卜囊によるものである（江国 1986：130-134）（李 2008：130-144）。ここから明らかのように、明朝は西寧近郊においても、対モンゴル防衛のためにチベット人を優遇し、モンゴル諸勢力に対する防衛に戦果を挙げていた。つまり、1656年に青海ホシュート部の所属として決定した西寧衛管下のシナ（西納）・シンキョン（申中）・ラブル（刺卜爾）等は、国師や禅師などの仏教に由来する称号を授与された人物を擁し、明朝の辺境防備において重要な役割を果たしていたのである。

続いて、これらの諸部族と中央チベットやゲルク派との関係を考察していく。伴が明らかにした通り、シナの領主（ナンソ）は明朝から国師の称号を授与されていたが、他方、クンブム寺の創建に貢献して16世紀後半にはゲルク派と接近してアムドにおける同派の影響力拡大にも協力していた（伴 2016）。シナは、前掲史料に現れるミニャク・シンキョンとともに、クンブム寺の創建に関わった「塔爾寺六族」を構成してクンブム寺の重要な施主としての地位を確立し（陳 2003：342-354）（張 2012：67-83）、シナ・ミニャク・シンキョンの僧らは、1652年のダライ＝ラマ五世の北京訪問とその帰還の途上でダライ＝ラマ五世に謁見するなど（『ダライ＝ラマ五世自伝』vol.1, 183b, 214b-215a）、ダライ＝ラマ政権との関係も築いていた。「塔爾寺六族」には入れられていないものの、ドパもシナやルンブムに隣接する地域に居住し、クンブム寺の学堂長を複数輩出するなど、クンブム寺と密接な関係にあった。このことから、シナ・ドパ・

シンキョン・ミニャクはクンプム寺と宗教的にも経済的にも密接に繋がり、これら諸部族と並べられたラブルを含めて、明朝から対モンゴル防衛の一端を担うことを期待されていたといえるのである。

残るバイサル・タサルティ・開仏寺・ジャシホワンジュール＝ゲロンについて、バイサルは明清両朝の史料及びチベット側の史料からも管見の限り確認できないが、この中で、開仏寺は漢文史料中で明確に存在が確認でき、西寧城の東北にある威遠堡の北15里に位置することが『西寧府新志』（巻15、祠祀、番寺）に記されている。この開仏寺は、チベット名チョクツァガル（Tib. cog tsha sgar）というゲルク派の寺院であり（蒲 1990：82）、この寺院名となっているチョクツァは、1604年にグンルン寺の創建に貢献したチベット諸部族の1つである（蒲 1990：75）。グンルン寺に対しては、青海ホシュート部を率いたグーシ＝ハンが施主となって土地等を布施し⁵、グーシ＝ハンの第10子ジャシ＝バートルの遺体も安置されるなど（加藤 1984：26）、青海ホシュート部首長層が施主となっていた。また、グンルン寺はダライ＝ラマ四世が創建した寺院であり（『グンルン寺志』3b-4a）、ダライ＝ラマ政権との関係も密接であった。このグンルン寺の創建に関わった現地のチベット人の中に、タティ（Tib. bra sti, pra sti）と呼ばれる集団があり（『グンルン寺志』4a）、これが前掲の1661年の勅書におけるタサルティに該当するのではなかろうか。ただ、これらの諸部族に関しては明代の活動を確認することができず、明朝の辺境防備を担う勢力であったかは、史料上では不明である。

最後に、ジャシホワンジュール＝ゲロンだが、これは1653年に清朝から灌頂広濟弘善国師の称号を授与されたザシホワンジュール（Mon. dza si howan jur）⁶と同一人物と考えられる。この国師号の授与と同時に、清朝は、寺院の領民や属地を侵害しないよう指示した複数の勅書を西寧の官員らに対して下し、その中に瞿曇寺について記した勅書が確認でき⁷、瞿曇寺に灌頂浄覚弘濟大国師ゴンゴダンジンと灌頂広濟弘善国師サシホワンジュールを就けたことが記されている。ま

⁵ 『グンルン寺志』（blo bzang chos kyi nyi ma, thu'u bkwan III, *bzhad sgrub bstan pa'i 'byung gnas chos sde chen po dgon lung byams pa gling gi dkar chag dpyod ldan yid dbang 'gugs pa'i pho nya*, 1775年→blo bzang chos kyi nyi ma, *gsung 'bum*, vol.2 (kha), 2000年（TBRC Work Number: W21507））69a, 28a.

⁶ 順治10（1653）年9月22日付の勅書『清内秘書院蒙古文檔案匯編』4輯：64-65頁。『大清世祖章皇帝実録』巻78、順治10年9月辛亥日条。なお、ゲロン（Tib. dge slong）は、「比丘」と漢訳される僧侶の一般名詞であり、国師号授与の際には省略されたと考えられる。

⁷ 順治10（1653）年9月22日付の一連の勅書（『清内秘書院蒙古文檔案匯編』4輯：71-89頁）の内、瞿曇寺について記した勅書は、『清内秘書院蒙古文檔案匯編』4輯：76-80頁に収録されている。

た、『ドメー仏教史』の漢訳である呉均・毛繼祖・馬世林（訳）『安多政教史』（p.167）によると、瞿曇寺所蔵の手抄史料には、1651年に瞿曇寺の国師クンガー＝テンジン（Tib. kun dga' bstan 'dzin）とタシ＝ペルジョル（Tib. bkra shis dpal 'byor）が、清朝に対して勅書と印章を授与するよう求めたことが記されているという。以上の記録から、灌頂浄覚弘済大国師ゴンゴダンジンはクンガー＝テンジン、灌頂広済弘善国師サシホワンジュルはタシ＝ペルジョルにそれぞれ比定される。そして、前掲史料に現れたジャシホワンジュル＝ゲロンとは、1653年に灌頂広済弘善国師の称号を授与された瞿曇寺の僧タシ＝ペルジョルであることが判明する。チベット名トツァンゴンパ（Tib. gro tshang dgon pa）と呼ばれる瞿曇寺は、西寧の東に1392年に創建された寺院であり、洪武～永楽期（1368-1424年）に明朝の支配下に組み込まれて、漢文化の影響を強く受けたチベット仏教寺院である（伴 2005）。ここでも、明朝が築いていた同寺院との実質的な関係を清朝は継ぐことができず、国師号の授与といった形式的な面を継ぐに限られていたのである。

以上の検討から、バイサルは比定できないものの、残るタティ・開仏寺は、いずれも西寧の東北のグンルン寺の周囲に居住してグンルン寺の創建に貢献したチベット人を指しており、タシ＝ペルジョルは西寧の東の瞿曇寺の有力者で、清朝から国師号を授与された人物であることが判明した。これまでの比定結果と併せると、清朝がクンブム寺・グンルン寺・弘化寺・瞿曇寺といった寺院と政治的・経済的・宗教的に結びついたチベット人を青海ホシュート部の属下とすることを許可したことが分かる。また、これらのチベット人の一部は、明代中期には明朝の藩蔽・耳目として対モンゴル防衛への働きを期待され、その首長は国師等の称号を授与されていた。しかし、明末の動乱によってその関係が崩壊し、その間に新たにアムドに進出してきた青海ホシュート部がこれらチベット人との間で統属関係を構築していたのである。

ただし、ここで注意すべきは、1656年に統属関係が決定される直前の1650年から53年にかけて、アムド・チベット人に対して、清朝が国師・禪師号を一斉に授与している事実である（白 2005：170）⁸。中でも、1650年と1651年に河州の弘化寺の僧に対して国師・禪師号を、1651年に弘化寺の属寺の顕慶寺の僧に対して大国師号を、1653年に瞿曇寺の僧に大国師・国師号を、シナのペルジョ

⁸ この事実は、『欽定大清会典事例（嘉慶朝）』（巻738、理藩院、喇嘛封号）にて確認されているが、国師・禪師号授与の際に発せられた勅書の一部は『清内秘書院蒙古文檔案匯編』に収録されており、以降の勅書の一部は『明清檔案』にも収録されている。

ル＝プンツォクに対して祖父の国師号を継承させたことは注目に値する。シナの国師ら自身も、1644年には既に清朝に恭順の意を示しており（張・張 2007：20-21）、国師号を授与された弘化寺と顕慶寺の僧も北京に朝貢に来ていた（『大清世祖章皇帝実録』巻54、順治8（1651）年閏2月己未日条）。これらの事実を一見すると、清朝が各寺院を支配下に収めたように思われるが、実際には1656年に青海ホシュート部の属下とされたのである。アムド・チベット人の視点から見ると、清朝との間で形式上の関係を維持しつつ、現地で軍事的に優位に立っていた青海ホシュート部との間でも良好な関係を保つ必要があったのであろう。1652年のダライ＝ラマ五世の北京訪問に前後して清朝が実施したアムドの諸寺院に対する国師・禪師号の授与は、寺院を中核としたチベット人社会を清朝の影響下に入れるために実施したものだったであろうが、それでもなお、クンブム寺・グンルン寺・弘化寺・瞿曇寺に連なるチベット人の一部に対しては、既に形成していた青海ホシュート部首長層との間の統属関係を清朝は認めざるを得なかったのである。

2.2.3 涼州・莊浪・甘州・肅州

前掲史料には、河州と西寧のほかに、河西回廊の涼州・莊浪・甘州・肅州に分布した青海ホシュート部属下のチベット人の名が記されているが、その詳細については不明な点が多い。『秦辺紀略』には、当該地域のチベット人に関する記録があり、モンゴルに貢納するチベット人が複数確認できる（青格力 2008）。前掲史料で示されるチベット人のうち、涼州管下のシャマワンチュン（Mon. *ša ma van čung*）⁹と、肅州管下のシャヤンワンブ（Mon. *ša yan van bu*）¹⁰については、『秦辺紀略』にて存在が確認できる。しかし、『秦辺紀略』でモンゴルに貢納することが明示される他のチベット人集団とは異なり、両集団ともにモンゴルに対して貢納するとは記されず、肅州のシャヤンワンブについては、ダライ＝ラマに貢納すると記されている。

以上の記録では、河西回廊のどのチベット人集団が青海ホシュート部の属下となったのかを正確に把握することは困難であるが、少なくとも西寧・河州・涼州・莊浪・甘州・肅州の広範に青海ホシュート部属下となったチベット人が分布していたとみなすことができるであろう。

⁹ 炭山堡東の黒番沙麻兒宛中族（『秦辺紀略』巻2、涼州衛、涼州近疆）。

¹⁰ 清水堡近辺の黒番喃兒宛の頭目蛇眼宛ト（『秦辺紀略』巻4、肅州衛、肅州南辺）。

2.3 青海ホシュート部のアムド・チベット人支配の枠組み

2.3.1 チベット人からの徴税と添巴

本節では、1656年時点で青海ホシュート部の属下となったアムド・チベット人が、実際には青海ホシュート部首長層とどのような関係にあったのかを考察していく。

本稿でこれまで提示した清朝史料によると、青海ホシュート部首長層は属下のチベット人から公課 (Mon. alba, Man. alban) を徴収していたと記されている。清朝史料で用いられる alba は、兵役や賦課、貢物を指すが、『秦辺紀略』や『明史』等の漢文史料では、この公課について「添巴」という語が用いられており、チベット人がモンゴル人に添巴を納めていたと表現される。添巴の実態については不明な点が多いが、青格力はチベット語で税役を意味する khral 'bab の音写とみなし、『秦辺紀略』に基づき、年に1度、穀物や家畜の10分の1を徴収するものを指すとしている (青格力 2008: 242)。添巴については、無年月の年羹堯の奏摺に「所謂禪師・国師の若き者は、我が印信を領して、彝の調遣に聴い、彝に田壩を納む」と記されており (『宮中檔雍正朝奏摺』26輯: 425-426頁)、禪師や国師が青海ホシュート部に従属して田壩 (添巴) を納めていたのであろう。このほかに、添巴がどのようなものであったのかを具体的に記す史料を見出すことはできないが、青海ホシュート部首長層にとって、チベット人から徴収する添巴は重要な経済的な基盤となっていたと考えられ、1725年に清朝支配下に編入されてチベット人との間の統属関係が解体された後には、添巴を得られなくなったため青海ホシュート部首長層に困窮が生じたという認識が、清朝と青海ホシュート部首長層の間で共有されていた (岩田 2016b)。

以上の史料の記載では、添巴は経済的な意味での税を指していたと考えられるが、青海ホシュート部と属下のチベット人との関係はそれにとどまらず、1723年のいわゆるロブサン＝ダンジン反乱でチベット人が反乱に呼応したように (佐藤 1972) (加藤 1984)、青海ホシュート部属下のチベット人は軍事動員に応じる兵役等も負っていたと推測される。

2.3.2 ナンソと国師

続いて、青海ホシュート部に対して添巴を納めたとされるチベット人の首長のナンソ (Tib. nang so) や国師について考察し、青海ホシュート部のアムド・チベット人支配の具体像を考察していく。

先述の通り、明朝と清朝はアムド・チベット人有力者に対して、国師や禅師という仏教に基づく称号を授与していたが、彼らは在地社会において政治的・軍事的影響力を発揮していた。一方、ナンソについては、乙坂（1991：60）（1993：6）が推測しているように、何らかの政治的権力を保持していたと考えられるが、従来の研究では見解が一致しておらず、明朝が授与した指揮に相当する（陳 2003：345）、千戸に相当する（青海省編輯組 1985a：5-8）という、明朝が土司に授与した衛所の職名に相当するチベット語の職名であったとする見解がある。また、ナンソは属民や土地を管理し、基本的に俗人が親子で世襲した職であるが、兄弟でラマとなった者も継ぐことができたという見解（青海省編輯組 1985b：7）や、僧がナンソとなって、その宗教的権威によって政治的権力をも発揮したとみなす見解（張 2012：248-260）等がある。ただ、いずれもその根拠が十分に明示されておらず、また各研究対象によって実態が異なったと推測され、全体に共通する要素と特定の集団における特徴を区別して考察する必要がある。これらの研究に対して、rin chen sgrol ma（2011）は、アムドにおけるナンソの地位や権力の相違を考察し、地方の頭目たるナンソは一般的に俗人で、荘園の訴訟や宗教的な事務を管理するものや、ラマの命令下で施主として政治と宗教双方で権力を有したものがおり、中には僧侶が兼任したものも存在したとする。現時点でチベット語史料から判明する範囲の情報では、筆者もかかる見解に基本的に従いたい。1656年に青海ホシュート部の属下となったナンソに限ると、ジューン＝ガルがチベットを占領していた1719年に、ドパ・ミニャク・シナ・ルンブムのナンソが、僧を清朝の内偵としてチベットに派遣した事例を見出すことができ¹¹、ナンソが僧衆の動員を可能とする権限を有していたと推測されるが、具体的な権限には不明な点が多い。

ここで注目したいのは、清朝や青海ホシュート部首長層といった外部勢力とナンソの関係である。ナンソと青海ホシュート部首長層との関係についてチベット語史料から追跡できる情報として、20世紀初頭に成立した『クンブム寺志¹²』（p.244）には、ナンソをモンゴルの王が任命したと記されており、それに基づくと青海ホシュート部首長層がナンソを任命した可能性が考えられる。実

¹¹ 康熙59（1720）年2月12日付の撫遠大將軍允禩の奏摺『王撫遠大將軍奏檔』（北京大学図書館古籍善本室所蔵）巻6：54a-57b。

¹² gser tog blo bzang tshul khri ms rgya mtsho, chos sde chen po sku 'bum byams pa gling gi gdan rabs rten dang brten par bcas pa'i dkar chag ched du brjod pa don ldan tshang pa'i dbyangs snyan, 1903年→『塔爾寺志（藏文）』西寧：青海民族出版社、1982年。

際、18世紀初頭にドパの領有を争った青海ホシュート部内の遺産相続の抗争に関する清朝内部での報告の中で、相続争いをドパ＝ナンソを争うと記されていることから、青海ホシュート部首長層が属下のチベット人集団の首領たるナンソ職に対して、任命権等の何らかの権限を有していたことが想定される（岩田2016a: 68-69）。

他方、清朝との関係については、雍正元（1723）年12月6日付の鑲白旗漢軍副都統王以謙の奏摺の以下の記述が参考となる（『宮中檔雍正朝奏摺』2輯：131頁）。

査するに、西寧衛の向に有する所の十三廟宇、其の各廟に附するの地土は既に広く、人畜も亦た衆し。五輩達頼喇嘛の西寧に駐札するの時に当たり、各廟宇を將て作りて布施と為さんと懇求す。旨を奉じて其の請う所を允し、国師の印信を鑄給し、其れをして布施を供応せしめて、一国師毎の下に各々一囊素を設け、其の土田の出づる所もて収めて布施と為す。五輩達頼喇嘛の入蔵の時に迨至し、衆廟宇を將て苦苦惱児衆台吉等に分給し、其れをして収租し蔵内に送入せしむ。

冒頭に言及される「十三廟宇」は、明初に帰順した西寧衛近郊の13のチベット諸部族を指している¹³。奏摺の内容を要約すると、西寧衛の管下にあった「十三廟宇」に関して、ダライ＝ラマ五世が1652年の北京訪問の道中、西寧に駐留した際にそれらを自身への布施とするよう清朝に求めた。その要請に応じて順治帝は上諭を下し、国師の下にナンソ（囊素）を設置して土地から出るものを布施とさせた。そして、ダライ＝ラマ五世が北京からチベットに戻る際には、それらの寺院を青海ホシュート部の首長ら（苦苦惱児衆台吉等）に分配し、租を徴収してチベットに送らせるようにしたという。この奏摺は、青海ホシュート部のアムド・チベット人支配を否定する文書であるため、特にナンソの設置等については事実と相違する可能性がある¹⁴。ただ、ここで記されている西寧衛の「十三廟宇」に限らず、1656年に青海ホシュート部の属下と決定したチベット人全般において、租をチベットへ送らせるという上述の関係と同様のことが基本的に当てはまるのではないだろうか。というのも、18世紀初頭の

¹³ 万曆（1573-1620）年間には25部族に増えていたという（李2008：221）。

¹⁴ 「ナンソ」という職名自体は以前から現地社会で存在しており、「ナンソ」を清朝が設置した事実を他の史料から跡付けられないことから、ここでの記載は、アムド在来チベット人の頭目のナンソを清朝が追認したことを記しているとみなすのが妥当であろう。

ダライ＝ラマの転生をめぐる青海ホシュート部首長間の抗争の背景に、ダライ＝ラマ政権に献上される東チベットでの経済的利権をめぐる争いが存在した事実が想起されるからである（岩田 2012）。このような後年の実態から見ると、青海ホシュート部首長層がアムド・チベット人の首長から添巴を徴収し、その一部を租としてダライ＝ラマに献上していたという構図は、青海ホシュート部属下のチベット人を取り巻く状況として、実態に即していたと考えられる。

つまり、青海ホシュート部首長層が現地のチベット人首長たる国師やナンソたちを通じて寺院やそれに附属する土地から添巴を徴収し、その添巴の一部を租としてダライ＝ラマ政権に対して布施するという構造が構築されていたのではないだろうか。そして、アムド・チベット人社会から青海ホシュート部首長層を通じてダライ＝ラマ政権に連なるかかる経済的な結びつきが、1652年のダライ＝ラマ五世の北京訪問の直後の1656年時点で清朝によって承認されたとなされるのである。

3 1656年の決定の有効性

最後に、以上の検討で明らかになったアムド・チベット人の統属関係をめぐる1656年の決定が、その後の清朝・青海ホシュート部・ダライ＝ラマ政権の三者間において実際に機能していたのかを確認する。

清朝にとって1656年の決定は、明朝が現地のチベット人との間で築いていた関係を形骸化するものであったこともあり、17世紀後半のジュン＝ガルとの対立から境界地帯の安定が必要になると、1656年の決定を覆し、清朝支配を拡大しようとする議論が清朝内部で現れるようになる。その背景には、青格力（2008）と劉（2013）が明らかにしたように、1656年の決定以後も境界地帯のチベット人をめぐる青海ホシュート部首長層の行動に絶えず悩まされていたことも影響している。そうした中で、青海ホシュート部首長層が内地のチベット人を属下とする事態は、明代にはなかったこととして、それを改める必要があるという議論が17世紀末には生じた（羽田 1982：160-163）。康熙帝も介入の必要性を認めていたものの、青海ホシュート部首長層の反発が予測されたため、その時点では介入を断念していた（『親征平定朔漠方略』巻28、康熙35（1696）年8月甲申日条）。

清朝は、統属関係への介入を検討する一方で、青海ホシュート部首長層の境界地帯での行動についてダライ＝ラマに仲裁を求めるといった対応を続けてい

た（劉 2013）。しかし、アムド・チベット人からの添巴の一部はダライ＝ラマ政権の収入になっていたため、ダライ＝ラマ政権は清朝の要請に必ずしも応じず、逆に現地チベット人からの公課の納入を催促するよう清朝に要求することがあった。そのような要求に対して、清朝側は1656年の決定に言及して以下のように回答している¹⁵。

調べると、順治14・15年に議政王大臣らが会して、侍郎シトゥラの上奏したことについて再三上奏した書に「陝西の番人が我らに公課を与えるかオ一口に公課を与えるかをシトゥラが口述を合わせて明らかにしたので、議した通りにしたい」と上奏して旨を下したことをみな檔子に記している。今、王ブッダ＝アプティ¹⁶の上奏した書に、どの地の番人が公課を与えないか、名と姓が何かを明らかにし出さなかったので、語ることはない。

ここで清朝は、順治14・15（1657・58）年に侍郎シトゥラが現地で供述を照合して統属関係を決定したことを根拠として、ダライ＝ラマ五世の摂政サンゲ＝ギャムツォに回答している。ここから明らかなように、1656年の決定は清朝にとって明代の状況から後退を強いられる内容であり、康熙帝もシトゥの決定を後悔していたとさえ言われるものの（岩田 2016b：122）、清朝はダライ＝ラマ政権との間で1656年の決定を基本とした交渉を17世紀末時点でも続けているのである。青海ホシュート部首長層やダライ＝ラマ政権が1656年の決定以上の要求を清朝側に提示することはあったものの、アムド・チベット人の統属関係をめぐる1656年の決定は、青海ホシュート部が清朝支配下に編入される1725年までの基本的な枠組みとして、清朝によって維持されていたのである¹⁷。

4 おわりに

本稿では、17世紀中葉にアムドに進出した青海ホシュート部が、東方で清朝と境界を接して現地支配について交渉する中で、アムド・チベット人に対して

¹⁵ 康熙34（1695）年5月1日付の「王ブッダ＝アプティに知るようにというため送る書」『清内閣蒙古堂檔』13冊：140-181頁。

¹⁶ ダライ＝ラマ五世の摂政サンゲ＝ギャムツォを指す。

¹⁷ 青海ホシュート部が清朝支配下に編入された直後、雍正帝はアムド・チベット人と青海ホシュート部首長層との間の統属関係を一気に解体した（岩田 2016b）。

いかなる支配を確立したのかを考察し、以下の点を明らかにした。

まず、ダライ＝ラマ五世の北京訪問直後の1656年に、青海ホシュート部と清朝との間で河州・西寧から河西回廊に至る清朝の辺内のアムド・チベット人の統属関係が決定されたこと、及びその実態である。清朝と青海ホシュート部との間には辺牆により境界が設定されていたものの、実際には辺牆を越えて青海ホシュート部の属下となったチベット人が清朝の内地に広範に分布していた。青海ホシュート部の属下となったチベット人は、クンブム寺と密接な関係にあったシナや河州の弘化寺をはじめとして、明代においては明朝の対モンゴル防衛に貢献することを期待され、国師や禅師といった称号を授与されていた。青海ホシュート部は、在地社会に政治的・軍事的影響力を発揮していた国師やナンソと呼ばれたチベット人有力者を通じて、添巴と呼ばれる税を徴収して経済的な基盤を整えるとともに、その一部をダライ＝ラマに租として納めることにより、ダライ＝ラマ政権との政治的紐帯を経済的な側面からより強固にすることが可能になったのである。

そして、1656年の決定はその後の清朝の現地への勢力拡大を阻む要因となり、17世紀末には清朝の境界内に居住するチベット人に対する青海ホシュート部支配を解消させようとする議論が清朝内部で現れたものの、青海ホシュート部の反発を恐れて介入できず、1725年に青海ホシュート部を支配下に編入するまでアムド・チベット人の統属関係をめぐる基本的な枠組みであり続けたのである¹⁸。

このように、青海ホシュート部と清朝の間の境界地帯のアムド・チベット人に関する1656年の決定は、チベット人からの徴税を通じた青海ホシュート部とダライ＝ラマ政権の間の経済的な関係が、清朝と青海ホシュート部との間で承認され、その後約70年に及ぶ支配の枠組みとして確立したことを意味するといえるのである。

¹⁸ 1656年の決定は、アムドの中でも清朝との境界地帯のチベット人に関するものに限られており、他地域のチベット人の動向に関しても研究を進める必要があり、既にチョネ等の親清朝・反青海ホシュート部勢力に関する伴の研究がある（伴 2004）（伴 2006）。

参考文献

[藏文]

rin chen sgrol ma (2011). lo rgyus dang 'brel nas mdo smad nang so'i skor rags tsam gleng ba. *krung go'i bod rig pa*、2011年第 1 期、35-49頁。

[中文]

白文固 (2005). 清代對藏傳佛教的禁約和整飭. 《中國藏學》2005年第 3 期：169-175頁。

陳慶英 (2003). 《中國藏族部落》北京：中國藏學出版社。

孔令偉 (2015). 洮岷藏傳佛寺入清之興衰及其背後的蒙古因素-以《內閣大庫檔》與《理藩院滿蒙文題本》為核心-. 《中央研究院歷史語言研究所集刊》86本第 4 分：855-910頁。

李文君 (2008). 《明代西海蒙古史研究》北京：中央民族大學出版社。

劉錦 (2013). 邊境糾紛與清朝借助達賴喇嘛處理青海蒙古事務的開端. 《清史研究》2013年第 1 期：95-103頁。

蒲文成 (1990). 《甘青藏傳佛教寺院》西寧：青海人民出版社。

青格力 (2008). 17世紀中後期的衛拉特與河西走廊. 《歐亞學刊》第 8 輯：221-244頁。

青海省編輯組 (1985a). 《青海省藏族蒙古族社会歷史調查》西寧：青海人民出版社。

青海省編輯組 (1985b). 《青海土族社会歷史調查》西寧：青海人民出版社。

青海省文物管理局、青海省文物考古研究所 (2012). 《明長城資源調查報告》北京：文物出版社。

王繼光 (1994). 安多藏區僧職土司初探. 《西北民族研究》1994年第 1 期：259-274頁。

張海雲 (2012). 《貢本與貢本措周-塔爾寺六族供施關係演變研究-》北京：民族出版社。

張羽新、張双志 (2007). 明朝封贈大崇教寺下寺和西納寺大喇嘛襲職聖旨積讀. 《中國歷史文物》2007年第 2 期：15-21頁。

[日文]

石濱裕美子 (1998). ダライラマ招請の背景にある順治 5 年の清・モンゴル関

- 係について—第一歴史档案館所蔵『蒙文老档』を用いて—、『史滴』20：120-100頁（横組）。
- 岩田啓介（2012）．ラサン＝ハンによる新ダライ＝ラマ六世ガワン＝イエシェー＝ギャムツォ擁立の背景—ラサン＝ハンと青海ホシュート部首長層の抗争との関連から—、『内陸アジア史研究』27：1-18頁。
- 岩田啓介（2016a）．グーシ＝ハン死後の青海ホシュート部の基本構造—ハンと総管の二極構造—、『社会文化史学』59：55-74頁。
- 岩田啓介（2016b）．雍正年間における清朝の青海モンゴル支配の実態—統属関係への介入と盟旗制の運用を中心として—、『東洋学報』98-1：124-99頁（横組）。
- 江国真美（1986）．青海モンゴル史の一考察、『東洋学報』67-3/4：279-311頁。
- 乙坂智子（1991）．明勅建弘化寺考—ある青海ゲルクパ寺院の位相—、『史峯』6：31-68頁。
- 乙坂智子（1993）．ゲルクパ・モンゴルの接近と明朝、『日本西藏学会々報』39：2-7頁。
- 加藤直人（1984）．1723～4年、青海におけるラマの活動、『武蔵野女子大学紀要』19：23-32頁。
- 佐藤長（1972）．ロブザンダンジンの反乱について、『史林』55-6：1-32頁（佐藤1986に再録）。
- 佐藤長（1973a）．近世青海諸部落の起源—上—、『東洋史研究』32-1：78-106頁（佐藤1986に再録）。
- 佐藤長（1973b）．近世青海諸部落の起源—下—、『東洋史研究』32-3：61-88頁（佐藤1986に再録）。
- 佐藤長（1986）．『中世チベット史研究』京都：同朋舎。
- 羽田明（1982）．『中央アジア史研究』京都：臨川書店。
- 伴真一郎（2004）．三藩の乱におけるチョネ領主の軍事活動—青海ホショトの動向と関連して—、『日本西藏学会々報』50：17-30頁。
- 伴真一郎（2005）．アムド・チベット仏教寺院トツァン・ゴンパ（瞿曇寺）のチベット文碑文初考—永楽16年「皇帝勅諭碑」の史的価値の検討を中心—、『大谷大学大学院研究紀要』22：189-215頁。
- 伴真一郎（2006）．清朝の青海支配確立期におけるチョネ（Co ne）領主の役割とその意義—清朝とテボ（The bo）のチベット人との紛争をてがかりにして—、『内陸アジア史研究』21：17-31頁。

伴真一朗 (2016). アルタン・ハーン以降のモンゴルのアムド進出とアムド・チベット人土司のゲルク派への接近—西寧シナ領主を事例として—, 『東洋学報』 97-4 : 518-494頁 (横組)。

岩田 啓介 (いわた けいすけ)
東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所
(日本学術振興会特別研究員)

岩尾一史・池田 巧 (編)
『チベット・ヒマラヤ文明の歴史的展開』
京都大学人文科学研究所 2018年3月刊
